



24 高教福第 60 号

平成 24 年 4 月 11 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

（公印省略）

児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴う平成 24 年 4 月以降の
児童手当の支給等について（通知）

児童手当法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）が、本年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、改正後の児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。）に基づく平成 24 年 4 月以降の児童手当（以下「児童手当」という。）の支給要件等が改正されました。

この法に基づく県職員の児童手当の認定、支給等については、下記のとおり取扱うこととしましたので、管内の学校長に周知いただきますようお願いします。

記

第 1 制度の概要

1 児童の定義（法第 3 条）

「児童」とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有する者又は留学等の理由により日本国内に住所を有しない者をいう。

2 支給要件（法第 4 条）

（1）支給要件に該当する者（日本国内に住所を有する者に限る。）

ア 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、生計を同じくする父又は母（支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、未成年後見人とする。以下「父母等」という。）

イ 国外にいる父母等が生計を維持している支給要件児童を監護し、かつ、生計を同じくする者で、父母等が指定する者（以下「父母指定者」という。）

ウ 上記ア、イのいずれにも監護されず又は生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、生計を維持する者

（2）その他の支給要件

ア 児童養護施設に入所している児童等については、施設の設置者等に支給

イ 父母が共に児童を監護し、かつ、生計を同じくするときは、生計を維持する程度の高い者に支給

ただし、離婚協議中で別居している場合は、児童と同居している者に支給

3 支給額（法第6条）

（1）平成24年4月分及び5月分

支給要件児童一人につき、次のとおり支給する。

- ア 3歳未満 : 月額15,000円
- イ 3歳以上小学校修了前 : 月額10,000円（第1子、第2子）
月額15,000円（第3子以降）
- ウ 中学生 : 月額10,000円

（2）平成24年6月分以降

ア 受給資格者の前年の所得（1月分から5月分の児童手当は前々年の所得とする。）が児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第113号。以下「改正政令」という。）の施行に伴う改正後の児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「政令」という。）で定める所得額未満である場合

上記（1）のとおりに支給する。

イ 受給資格者の前年の所得（1月分から5月分の児童手当は前々年の所得とする。）が政令で定める所得額以上である場合

支給要件児童一人につき月額5,000円を支給する。

4 支給方法等

（1）支給の始期及び終期（法第8条第2項）

ア 支給の始期

受給資格者が認定請求した日の属する月の翌月から支給する。

イ 支給の終期

支給すべき事実が消滅した日の属する月まで支給する。

（2）支給期月（法第8条第4項）

毎年2月、6月及び10月

5 認定等に関する経過措置等（改正法附則第3条）

改正法の施行日の前日において平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）に基づく子ども手当（以下「子ども手当」という。）の認定を受けている者が、改正法の施行日において児童手当の支給要件に該当するときは、法に基づく児童手当の認定があったものとみなし、新たに認定請求を行う必要はない。この場合の児童手当は、改正法の施行日の属する月から支給する。

なお、平成24年3月中に児童の出生等で新たに申請を行う事由が発生したが、月末近くの事由発生等で3月中の認定請求を行えなかった場合は、改正政令の公布日（平成24年3月31日。以下「改正政令公布日」という。）から15日以内に請求を行えば、平成24年4月分から支給する。

第2 認定等の手続き

1 児童手当認定請求書等の取扱い

(1) 認定請求書の様式及び提出方法等

認定請求は、様式第1号（児童手当認定等請求書（届））に必要事項を記載し、添付書類（1部）を添え、市町村教育委員会を經由して教職員・福利課へ提出すること。

(2) 認定請求書の添付書類

児童手当法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第66号）の施行に伴う改正後の児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「規則」という。）

第1条の4第2項に規定する添付書類

ア 受給資格者及び児童の属する世帯全員の住民票の写し（世帯主の氏名及び世帯主との続柄を省略していないもの）

イ 児童と別居している場合又は実子でない児童を養育している場合は、監護・生計同一（維持）申立書（様式第2号）

ウ 児童が留学している場合は、海外留学に関する申立書（様式第3号）及び留学の事実がわかる書類等

エ 請求者が未成年後見人の場合は、未成年後見人に係る申立書（様式第4号）及び児童の戸籍抄本

オ 請求者が父母指定者の場合は、児童の住所地の市町村において交付される児童手当父母指定者指定届受領証

カ 離婚協議中で別居している父母が共に監護・生計同一要件を満たす場合で、児童と同居する者が請求する場合は、離婚協議中であることを明らかにできる書類

キ 受給資格者の前年の所得（1月分から5月分の児童手当は前々年の所得とする。）の額を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに扶養親族等、老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の有無並びに数についての市町村長の証明書（平成24年4月分及び5月分の児童手当の支給を受けようとする場合の認定請求については不要とし、届への記載も不要とする。）

ク その他必要に応じて指定する書類

2 児童手当認定請求書以外の請求書等の取扱い

児童手当が認定された職員は、それぞれの事由に応じて次の（1）から（5）までに掲げる手続きを必要とするが、これらの取扱いは、すべて前記1の児童手当認定請求書の取扱いに準じて取扱うものとし、（1）から（4）は様式第1号、（5）は様式第5号によること。

(1) 児童手当増額改定請求書の提出（規則第2条）

算定の基礎となる児童数が増加した場合に行う手続きで添付書類は、次のとおりであること。

ア 児童手当の額の増額の原因となる児童の属する世帯全員の住民票の写し（世帯主の氏名及び世帯主との続柄を省略していないもの）

イ 児童手当の額の増額の原因となる児童と別居している場合又は実子でない児童を養育している場合は、監護・生計同一（維持）申立書（様式第2号）

ウ 児童手当の額の増額の原因となる児童が留学している場合は、海外留学に関する申立書（様式第3号）及び留学の事実がわかる書類等

エ 児童手当の額の増額の原因となる児童の未成年後見人の場合は、未成年後見人に係る申立書（様式第4号）及び児童の戸籍抄本

オ 児童手当の額の増額の原因となる児童の父母指定者の場合は、児童の住所地の市町村において交付される児童手当父母指定者指定届受領証

カ 離婚協議中で別居している父母が共に監護・生計同一要件を満たす場合で、児童手当の額の増額の原因となる児童と同居することとなった者が請求する場合は、離婚協議中であることを明らかにできる書類

キ その他必要に応じて指定する書類

(2) 児童手当減額改定届の提出（規則第3条）

算定の基礎となる児童数が減少した場合に行う手続きで添付書類は、次のとおりであること。

ア 算定の基礎となる児童数の減少事由が死亡による場合は、死亡及び死亡年月日の確認できる証明書、その他の場合は減少事由及びその事由の発生年月日の確認できる証明書等

イ その他必要に応じて指定する書類

(3) 現況届の提出（規則第4条）

受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況（必要記載事項は認定請求の場合と同じ。）の届をするよう義務付けられており、添付書類は上記第2の1（2）と同じであること。

(4) 受給事由消滅届の提出（規則第7条）

受給事由が消滅した場合に行う手続きで添付書類は、必要に応じて指定するものであること。

(5) 未支払児童手当請求書の提出（規則第9条）

受給者が死亡した場合において未払額を支払うため、受給者が養育していた児童が提出するもので、添付書類は必要に応じて指定するものであること。

3 経過措置適用者の取扱い

平成24年3月31日において子ども手当の認定を受けている者が、改正法の施行日において児童手当の支給要件に該当するときは、児童手当の認定があったものとみなされることから、認定請求を行う必要はないこと。この場合の児童手当は、平成24年4月分から支給する。

4 経過措置の適用を受けない者の取扱い

平成24年4月1日以降に出生した児童等、新たに支給すべき要件を満たした児童を養育する者は、支給すべき事実が生じた日から15日以内に認定請求を行う必要があること。この場合の児童手当は、支給すべき事実の生じた日の属する月の翌月から支給する。

なお、平成24年3月中に児童の出生等で新たに申請を行う事由が発生したが、月末近くのこと発生等で3月中の認定請求を行えなかった場合は、改正政令公布日から15日以内に請求を行えば、平成24年4月分から支給する。

第3 支給方法等

児童手当の支給期月は、毎年2月（10～1月分）、6月（2～5月分）及び10月（6～9月分）であり、支給期月の給料と同時に給料の支払方法に準じて支払う。

なお、支給期月以外の月に支払う必要がある場合においても、給料の支払方法に準じて支払う。

第4 認定請求の受付開始時期

1 経過措置適用者

経過措置適用者については、認定があったものとみなされることから、認定請求の必要はないこと。

2 経過措置の適用を受けない者

経過措置の適用を受けない者に係る認定請求の受付は、平成24年4月2日から開始する。

児童手当認定等請求書 (届)

平成 年 月 日提出

任命権者		請求者(届出者)		所属		職		職員番号		所属長認印		
様		氏名		性 別		生年月日		昭 平		住所		
請求・届出事由		認定・現況届・増額改定・減額改定・氏名変更・住所変更・消滅・その他 ()										
児 童	氏 名	続柄	性別	生年月日	同居別居	別居	海外留学をしてい る 場合の出国年月	住 所	監護の有 無	生 計 関 係	非該当 年月日	非 該 当 事 由
					同・別	同・別			有・無	同一・維持		
					同・別	同・別			有・無	同一・維持		
					同・別	同・別			有・無	同一・維持		
					同・別	同・別			有・無	同一・維持		
※養育する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるすべての児童を記載												
譲渡所得の有無		有 ・ 無					氏 名					
所得の状況		平成	年分所得額		円		配偶者の 状況		住 所			
扶養親族等 及び児童の数		(うち老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数 人)					職 業		所 得			
備考												

※ 決 定 通 知

決定内容	認定・却下 改定・消滅	支給開始又は 改定	平成 年 月 日	月手当額	円	手当の額の基礎 となる児童数	人	毎期支給額	円
決定理由	摘要	左記のとおり決定する。なお、この決定に不服のあるときは、 この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に に対して審査請求をすることができます。 平成 年 月 日							
	取扱者印	認定者職氏名 印							

監護・生計同一(維持)申立書(児童手当用)

住 所	氏 名	生 年 月 日	養育者 との続柄	同 居 別 居
児 童		平成 年 月 日		同居・別居
		平成 年 月 日		同居・別居
		平成 年 月 日		同居・別居
		平成 年 月 日		同居・別居
		平成 年 月 日		同居・別居
※児童と別居している場合に記入				
別居している理由				
交流関係	仕送り(月額 円)・電話・手紙・訪問・その他()			
※児童が実子でない場合に記入				
児童との生計維持方法	給与収入・その他()			
児童を養育することになった理由				
上記事実のとおり児童を養育していることを申し立てます。 平成 年 月 日				
所属		職		
住所		氏名		印

※ 本様式は、児童と別居している場合又は児童が実子でない場合(生計維持の場合)に提出すること。

※ 児童欄は、養育する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるすべての児童を記載すること。

海外留学に関する申立書

任命権者

様

所 属

職・氏名

印

私は、「児童手当法」第3条に定める留学等により国外に居住している児童を監護し、かつ、生計を同じくしていることについて、当該事実を証明する書類を添えて、下記のとおり申し立てます。

記

1 留学している児童の状況等	(1)	氏名〔性別〕（生年月日）	（男・女）（平成 年 月 日生）
	(2)	留学期間（予定）	平成 年 月 日 ～ 年 月 日
	(3)	留学している教育機関等の名称	
	(4)	留学の目的	
	(5)	居住地（国名・居住地）	
	(6)	児童と同居している者の氏名（続柄）	・ （ ） ・ （ ）
	(7)	留学前の国内居住状況	・平成 年 月～ 年 月 〒 - ・平成 年 月～ 年 月 〒 -
2 監護生計の状況	(1)	監護の状況 （面会など）	
	(2)	生計関係の状況 （生活費の送金状況等）	
3 添付書類	（添付したものに✓） ☐ 留学の事実がわかる書類（留学先の在学証明書等） ☐ 留学前の国内居住状況がわかる書類（戸籍の附票の写し、国内の学校における在籍証明書等） ☐ 翻訳書（添付書類が外国語で記載されている場合）		

(記入上の注意)

- 1 (2)「留学期間 (予定)」欄は留学するために日本国内に住所を有しなくなった年月日から留学を終了し再び日本国内に住所を有するに至る日 (予定日) を記入してください。
- 1 (6)「児童と同居している者の氏名」欄は留学先の住居において、児童と同居している全ての者について記入してください。
- 1 (7)「留学前の国内居住状況」欄は、留学する前日から遡って過去3年間を超える期間について、住民票上の住所を記入してください。ただし、留学する前日までに引き続き3年を超えて国内に住所を有していなかった場合にあっては、過去6年間の海外居住期間も含む居住状況 (日本国内の居住状況については住民票上の住所) を記入してください。
- 2 (1)「監護の状況」欄及び (2)「生計関係の状況」欄は申立人 (児童手当の請求者) と児童の間の状況について、具体的に記入してください。
- 3の添付書類「留学の事実がわかる書類」は児童の氏名、留学先の教育機関等の名称及び留学開始年月日が記載された証明書類 (留学先の教育機関等から発行される在学証明書等) を添付してください。また、外国語で記載されている場合は、日本に居住する第三者 (親族以外) の方の翻訳書を併せて添付してください (当該翻訳書に翻訳者の署名、押印及び連絡先を記載してください)。

未成年後見人に係る申立書

任命権者

様

所 属

職・氏名

㊟

私は、児童の未成年後見人であることを当該児童の戸籍抄本を添えて申し立てるとともに、当該児童の父母の状況等について、下記のとおり申し立てます。

記

1	未成年被後見人である 児童の氏名等	氏 名		性別	生年月日
				男・女	平成 年 月 日生
				男・女	平成 年 月 日生
2	上記の児童の父母の状況	続柄	氏 名	住所等	
		父		〒 - 勤務先：	
		母		〒 - 勤務先：	

(注) 父又は母が公務員の場合は、勤務先を記入してください。(公務員でない場合は記入不要です。)

様式第5号

未支払児童手当請求書

受給資格があつた者(死亡者)	(ふりがな)				死亡した 年 月 日	平成 年 月 日
	氏 名					
	住 所					
支払対象であつた児童	氏 名	住 所				
請求の 内容	支給 金額	平成 年 月分から 平成 年 月分まで	請求金額	円		
	支払希望 金融機関	名称	口座番号			
備考						

児童手当法に基づき、うえのとおり請求します。

平成 年 月 日

請求者氏名



任命権者

様